(12)、再年度ニ於ケル支部經費決定ニ関スル件

一般ノ意見ハ當務部不信任ヲ宣言スルニ至ル

(10)、早稲田支部ノミヲ解散。

(イ)、本年中ノ出勤ヲ見合セ

早稲田支部ニ於テハ

(ロ)、職員名ヲ取リ消セ

右ニ案ノ不足ノカシムル上ニ以テ上記數ノ作成監ニ當ル

其他ニ解散ス

(11)、本郷支部ノミヲ解散ト

本郷支部ニ於テ本部ハ從業員ト協力ス以テ

作成監督ニ當ル、解散ス

四、市電協同會ノ行動ニ関スル件

市電協同會ニ於テハ今回ノ争議ヲ起シ東京市交通局

従業員ト協調ヲ保ツ一般ノ部ノ従業

員ハ之レヲ承諾セズ從業員協同會トシテ

ノ其上ニ至リ十五日ニ於テ市從業員ヲ全協会支部ニ於テ

會員ノ同僚出席者ハ

荒木、山内、西井、森本、塚原、山村、木下

成田、深野、阿木

以上十名ニシテ右ハ市電ノ當局ト協力シ本件解決ニ三十

上記会合

(5)、本年ノ費用負担ニ関スル件

今回ノ争議費用ニ関シテ西井、山内、森本、佐々木

ノ五名ノ從業員委員トシテ協力ノ上中央委員會ニ

提出スルコトニ決定

(6)、裁判費提出ニ関スル件

財團法人協調會
財團法人協調會